

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子力安全基盤機構（JNES）による蒸気タービン開放検査成績表の記録確認において、検査体制図等に誤記等の指摘を受けたため、当該箇所の訂正及び対応検討	C	
2	2号機	125V系蓄電池（No. 58）及び250V系蓄電池（No. 75, 94, 99）の比重値測定の結果、参考値逸脱が認められたため、当該蓄電池の比重を調整	D	
3	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）のグランドパッキン目視点検において、一部欠損が認められたため、当該部を修理	D	
4	3号機	主復水器水室（C-1, C-2）冷却管渦流探傷検査において、冷却管（36本）に判定値基準超えが認められたため、当該冷却管に閉止栓を施工	D	
5	3号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）電動機点検において、固定子コイル楔に緩み（162本中8本）が認められたため、当該コイル楔を修理	D	
6	3号機	残留熱除去系原子炉停止時冷却モード注水弁（B）のハンドル押さえボルトの外れが認められたため、当該ボルトを取付	D	
7	3号機	所内ボイラ保管用窒素ガス封入ライン2次減圧弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	洗濯物入りコンテナをタービン建屋大物搬入口より搬出する際、運搬車両の放射線測定を実施すべきところ、未実施のまま搬出したことが認められたため、対応検討	C	
9	4号機	原子炉再循環ポンプ（B）出口弁駆動電動機の過負荷トリップ警報の発生が認められたため、対応検討	B	
10	4号機	タービン建屋地下1階高圧復水ポンプ（C）付近の照明器具（蛍光灯）の脱落が認められたため、当該器具を点検・修理	D	
11	4号機	中操制御室設置の放射線モニタ記録計盤において、主蒸気隔離弁室及び制御棒駆動水圧制御ユニット（北側）のダストモニタ「計測中」を示す表示灯に点灯不良（接触不良）が認められたため、当該表示回路を点検・修理	D	
12	5号機	運転日誌（1）[2007年10月15日分]において、「制御棒パターン調整開始」の記入忘れが認められたため、当該日誌を改訂及び対応検討	C	
13	5号機	廃棄物処理建屋排風機（B）駆動用電動機より異音の発生が認められたため、当該電動機を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	タービン建屋ドレンファンネル点検において、ストレーナ腐食等の不具合（計27箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理	D	
15	5号機	原子炉建屋ドレンファンネル点検において、詰まり等の不具合（計34箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理	D	
16	6号機	計器設定に関する確認において、主タービン用主油ポンプ出口圧力計の計器仕様書のヘッド補正值に誤記等（計76台）が認められたため、対応検討	C	
17	6号機	所内ボイラ給水ポンプ（A）点検において、軸スリーブ及びスリーブナットに摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
18	6号機	原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口ドレンポットのレベルスイッチ点検において、スイッチ内検出導管に変形が認められたため、当該計器を交換	D	
19	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（18-03）（18-07）（34-55）（46-55）（50-27）（50-51）のアクュームレータ漏洩検出器点検において、動作不良（6台）が認められたため、当該検出器を修理	C	
20	6号機	原子炉建屋地下1階南西側換気空調系排気ダンパにおいて、異音の発生が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
21	6号機	残留熱除去系（A）原子炉格納容器スプレイ1次弁の浸透探傷検査において、弁体シート面に線状指示模様ที่認められたため、当該部を修理	B	10月23日再審議にてグレード変更D→B
22	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）使用済樹脂供給機入口ダンパに動作不良（閉固着）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
23	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）使用済樹脂供給機（スクリュウ型コンベア）に過負荷トリップが認められたため、当該供給機を点検・修理	D	
24	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理系使用済樹脂タンク（A）上澄水出口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理系再使用水ポンプ出口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
26	その他	不要展示物（備品）の除却手続きにおいて、備品台帳名称の記載誤りが認められたため、当該台帳を訂正	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで